

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）

改 正 案	現 行
<p>（指定国際会計基準）</p> <p>第三条 指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であつて、平成二十八年六月三十日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。</p> <p>（修正国際基準）</p> <p>第四条 修正国際基準（規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。）は、平成二十八年七月三十一日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一 修正国際基準の適用（企業会計基準委員会による修正会計基準を除く。）</p> <p>二 企業会計基準委員会による修正会計基準のうち別表三に掲げるるもの</p>	<p>（指定国際会計基準）</p> <p>第三条 指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であつて、平成二十七年十二月三十一日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。</p> <p>（修正国際基準）</p> <p>第四条 修正国際基準（規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。）は、平成二十七年六月三十日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一 修正国際基準の適用（企業会計基準委員会による修正会計基準を除く。）</p> <p>二 企業会計基準委員会による修正会計基準のうち別表三に掲げるもの</p>

改 正 案		現 行	
別表二（第三条関係）		別表二（第三条関係）	
号数	表題	号数	表題
(略)	(略)	(略)	(略)
国際財務報告基準（I F R S） 第15号	顧客との契約から生じる収益 (Revenue from Contracts with Customers)	国際財務報告基準（I F R S） 第15号	顧客との契約から生じる収益 (Revenue from Contracts with Customers)
<u>国際財務報告基準（I F R S）</u> <u>第16号</u>	<u>リース (Leases)</u>	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	<u>国際会計基準（I A S）</u> <u>第17号</u>	<u>リース (Leases)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	